

令和4年度「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する ICT を活用した遠隔教育の調査研究事業」  
事業実施計画書

教育委員会名 ( 宮城県 )

## 1 提案理由及び目的等

## (1) 現状と課題

本県が平成30年3月に策定した「第3期宮城県がん対策推進計画」において、「高等学校段階においても療養中の生徒が適切な高校教育を受けることができるよう環境整備を行い、復学・就学支援等、療養中の生徒等に対する特別な支援を行う教育のより一層の充実を図る」との方向性が示された。令和2年度に実施した本県の県立高等学校に対する実態調査から、令和元年度に疾病等のため年間延べ30日以上欠席した生徒は、25人に上り、そのうち7名の生徒が入院等を理由に退学や転学、休学している他、学習支援が行われなかった生徒が8名いたことが分かっている。また、令和3年度に実施した実態調査では、令和元年度に疾病等のため年間延べ30日以上欠席した生徒は40人であり、そのうち6名の生徒が入院等を理由に転学又は休学していること、学習支援が行われなかった生徒が12名いたことが分かった。

本県では令和元年度及び令和2年度に文部科学省の委託を受け、「高等学校段階の入院生徒に対する教育保障体制整備事業」に取り組んできた。本事業では、入院生徒に対する教育機会を継続的に保障していくため、医療機関との連携体制の構築や病院への定期的な訪問指導に当たる教員の負担軽減、ICT機器を活用した学習支援に向けた環境整備のあり方などを主な研究テーマとし、医療関係者等から意見を得ながら進めてきた。

その成果として、入院生徒の在籍校によるICTを活用した学習支援を実施する事例も増加し、令和2年度においては、病気療養等により退学した生徒は0人であった。入院又は自宅療養中の生徒に学習支援を実施し、学校とのつながりを維持しながら復学へ向けた精神的支えとなるためには、継続的な教育支援が必要であること、遠隔教育や訪問指導など、入院生徒の病状等に応じた必要な教育支援を実施していくことの必要性について認識を深めることができた。さらに、効果的な支援を推進するために「医教連携コーディネーター」を配置し、東北大学病院や宮城県立こども病院等の医療機関と学校及び教育委員会との連携体制を強化しながら、各高等学校の入院生徒に対する教育支援体制づくりを進め、ICTを活用した遠隔教育について調査研究を行っている。

これまでの調査研究においては、さらに次のような成果、課題等も挙げられている。

## (成果)

- 令和2年度までの調査研究において、入院生徒に対して県教育委員会からタブレット端末機材の貸出ができるように整備しておくことが望ましいことが分かり、令和3年度の本事業では、県教委で貸出用タブレットを準備し、必要な設定等もしておくこととした。県教育委員会で県立高等学校の生徒全員に「Google Workspace for Education」のアカウントを配付しているということもあり、端末を準備し、病院内Wi-Fiへの接続などネットワークの環境が準備できれば、遠隔授業がスムーズに開始できるようになっている。
- テレプレゼンスロボット(分身ロボット)を教室内の入院生徒の机等に設置することにより、授業への参加意識を高め、クラスへの所属感、雰囲気を感じることができるとともに、ペアワークやグループワーク等の協働的な活動の実施にも非常に有効であり、積極的な使用が効果的であることが分かった。
- 入院や自宅療養中の生徒に対して教材や課題等を配付するために、ICTの積極的な活用が効率的であることが分かった。
- 病気療養中等の生徒に対する教育支援を円滑に実施するためには、医療機関と教育機関をつなぎ、コーディネートする存在が有効であり、引き続き「医教連携コーディネーター」を活用し、病院との連携体制を堅持しながら、教育支援をしていくことが求められている。

- 令和3年度の事業においては、入院生徒の在籍校の理解、病院側の協力のもと、定期考査の院内受験を実施することができた。普段の授業だけでなく、考査についても入院前と同じように受けることができることが、入院生徒にとって大きな安心につながった。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、入院生徒の在籍校の教員や保護者が病院への訪問に制限がかかり、病室を訪問しての対面指導ができないため、ICTの活用が有効的な手段であることがあらためて認識された。

(課題等)

- 高等学校により遠隔授業に対する認識に差があり、遠隔授業開始までに時間がかかるケースもあった。医療技術の発達により、入院期間が短期化していることもあり、遠隔授業を速やかに開始できるような体制が必要であること。
- 退院後、自宅療養が必要な生徒に対しても、遠隔授業等による学習支援を継続することが必要であり、遠隔授業を実施する際の通信環境の確保、緊急時の連絡体制の在り方について検討を重ねることが重要であること。
- 高等学校間でICTを活用した教育活動への意識の差があることから、遠隔教育の実施に向けて、実践を積み重ねながら実施上の課題について整理し、実施までの準備手順、手引書としてまとめ、持続可能な支援の在り方を引き続き研究する必要があること。
- 入院及び自宅療養中の生徒に対する学習支援の必要性と意義、遠隔教育の有効性についても、教員の理解をさらに深められるよう継続的に啓発活動を行っていく必要があること。
- 病気療養中等の生徒に対する教育支援を円滑に実施するためには、医療機関と教育機関をつなぎ、コーディネートする存在が有効であり、引き続き「医教連携コーディネーター」を活用し、病院との連携体制を堅持しながら、教育支援をしていくことが求められること。
- 東北大学病院や県立こども病院と形成した連携体制を継続・強化するとともに、県内の各地域の医療機関においても教育支援を実施できるよう、各医療機関に働きかけ、理解を得る必要があること。
- 「医教連携コーディネーター」と特別支援学校(病弱)の特別支援教育コーディネーターとの協力体制を強化し、特別支援学校のセンター的機能の活用や高等学校の特別支援教育コーディネーターとの連携も推進する必要があること。
- 県立高等学校の他、市立高等学校、私立高等学校、他県の高等学校など、設置者が異なる高等学校に在籍する入院生徒についても、支援について協力することができるような体制を整える必要があること。

以上の成果と課題を整理し、病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育を推進するため、調査研究を継続して取り組みたい。

## (2) 目的

(1)の成果、課題を踏まえ、病気療養中等の生徒に対して、ICTを活用し、効果的で持続可能な遠隔教育を円滑に実施する方法及び教育支援体制を整備することを目的に、継続して調査研究に取り組む。

その際、特に次の点に重点的に取り組むこととする。

1点目は、令和元年度及び令和2年度に実施した「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」及び令和3年度の「高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業」での調査研究の取組をもとに、ICTを活用した遠隔教育の実施について、タブレット端末及び教育機関向けクラウドサービス並びにテレプレゼンスロボット等を活用した効果的な学習支援の在り方や実施手順を検証する。

2点目は、県教育委員会が全ての県立学校に導入したGoogleの教育機関向けクラウドサービス「Google Workspace for Education」を活用し、課題の配信及び同時双方向型遠隔授業等を円滑に行い、病気療養中等の生徒の個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や学習支援の改善を図る。また、学習の成果を評価につなげるための方法、ICTを活用した定期考査の院内受験の実施方法についても検討する。

3点目は、「医教連携コーディネーター」の役割を再確認し、東北大学病院や宮城県立こども病院との連携体制を継続・強化しつつ、県内の特別支援学校のセンター的機能との連携も図り、各高等学校が病気療養中等の生徒に対する学習支援を円滑に実施できるよう、「医教連携コーディネーター」を中心に、各地域の病院と高等学校との連携体制を拡充し、病気療養中等の生徒に対する教育支援を充実させる。

## 2 事業内容

### (1) 事業の実施体制

#### ① ICTを活用した効果的かつ持続可能な遠隔教育による支援の推進

- 病気療養等の生徒に対する学習支援の実施主体である生徒が在籍する高等学校が、同時双方向型遠隔授業等の学習支援を円滑に実施できるよう、医療機関と学校をつなぐ「医教連携コーディネーター」を宮城県立こども病院に隣接する高等学校に継続して配置する。
- 「医教連携コーディネーター」は、必要に応じて病院でのカンファレンスに参加したり、病院の看護師長やメディカルソーシャルワーカー等の医療スタッフと相談したりすることで、入院生徒の緊急時の対応や連絡体制の確認をするとともに、学校が生徒のニーズに合った学習支援を計画し実施することができるよう、高等学校をサポートする。
- 高等学校は、「医教連携コーディネーター」や特別支援学校の特別支援教育コーディネーターの支援を受けながら、遠隔授業等の計画や機材等を準備するとともに、校内での共通理解を図るなど、病気療養中等の生徒への教育支援体制を整える。
- 入院生徒が退院後に自宅療養となり、高等学校に通学することができない場合においても、学校と保護者、「医教連携コーディネーター」や近隣の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが連絡を取り合い、自宅と学校とをICTを活用してつなぎ、必要な学習支援を実施できるようにする。
- 学習支援の実施件数が増加している現状から、ICT機器をはじめとする遠隔教育に必要な機材については、迅速に準備することができるよう、県教育委員会でも貸出用タブレットの台数を追加するなど、さらに整備を進める。

#### ② 実施上の課題と対応方策の研究

- 調査研究での方向性や取組内容、そしてその妥当性について、有識者による協力者会議を開催し、専門的見地からの意見を聴取する。
- 多くの高校生が入院する東北大学病院や宮城県立こども病院の医療関係者との連絡会議を開催し、入院中の高校生に対する学習支援の実施状況を確認し、支援の方法について検討する。
- 入院生徒在籍高等学校の担当教員や医教連携コーディネーター、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、医療関係者などからなる連絡会議を開催し、学習支援の必要性や有効な実施方法等について情報共有するとともに、地域の医療機関を含めた連携体制の拡充を図る。

#### ③ 調査研究の推進体制

##### イ 有識者による調査研究協力者会議の開催【年2回】

##### ○ 構成員（案）

- ・東北大学大学院医学系研究科教授
- ・東北大学病院小児科長
- ・宮城県立こども病院理事長・院長
- ・宮城県立こども病院血液腫瘍科長
- ・宮城教育大学教育学部特別支援教育講座教授
- ・東北大学病院地域医療センター 医療ソーシャルワーカー
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業「小慢さぼーとせんたー」自立支援員
- ・宮城県高等学校PTA連合会会長
- ・宮城県高等学校長協会会長

- ・宮城県立特別支援学校（病弱教育）校長
  - 事務局
    - ・教育庁高校教育課 課長
    - ・教育庁高校教育課教育指導班 班長
    - ・教育庁高校教育課教育指導班 指導主事
    - ・医教連携コーディネーター（県立高等学校 教諭）
- ※Web会議システムを活用した会議形式で行うことも検討する。

ロ 東北大学病院・宮城県立こども病院との連絡会議【年2回】

- 東北大学病院
  - ・小児科 科長
  - ・小児科 看護師長
  - ・医事課 課長補佐
  - ・地域医療連携課 課長補佐
  - ・地域医療連携課地域医療連携係 メディカルソーシャルワーカー
  - ・小児科 臨床心理士
- 宮城県立こども病院
  - ・血液腫瘍科 科長
  - ・血液腫瘍科 部長
  - ・看護師（病棟師長）
  - ・宮城県立拓桃支援学校 特別支援教育コーディネーター
- 県教育委員会
  - ・教育庁高校教育課教育指導班 指導主事
  - ・医教連携コーディネーター
- 仙台市教育委員会
  - ・仙台市教育局学校教育部特別支援教育課 指導主事
  - ・仙台市教育局学校教育部高校教育課 指導主事

ハ コーディネーター連絡会議【随時】

- 主な内容
    - ・医教連携コーディネーターと特別支援教育コーディネーターの組織的な連携のあり方について検証し、連携体制の整備に努める。
  - 主な構成員
    - ・医教連携コーディネーター、病気療養中等の生徒在籍高等学校の特別支援教育コーディネーター及び在籍高等学校所在地域の特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等
    - ・必要に応じて、メディカルソーシャルワーカー等の医療関係者にも参加を依頼し、教育支援の現状と課題について、情報共有する。
- ※Web会議システムを活用した会議形式で行うことも検討する。

(2) 取組内容

① 実態調査

- 病気療養中の生徒に対する教育支援の実施状況を把握するため、高等学校の協力を得ながら、入院生徒の人数、病気の種類、入院先医療機関、入院期間、教育支援方法等について、調査する。
- 調査は、前年度在籍生徒を対象とした実績調査と在籍中の生徒を対象とした調査とする。
- 調査結果は、協力者会議等において共有し、教育支援を実施する上で、課題等を検討するための資料とする。

② ICTを活用した効果的かつ持続可能な遠隔教育の推進

- ICTを活用した遠隔授業、学習支援を中心とするが、訪問による対面指導など、入院中の生徒だけでなく自宅療養中の生徒も含めて、生徒一人一人の将来を見通し、ニーズに応じた教育支援を推進する。
  - 県教育委員会では、県立学校の生徒全員に教育機関向けクラウドサービス「Google Workspace for Education」のアカウントを配付している。このサービスを活用して、Web上に仮想学校、仮想クラスを作成しながら、課題等の配信や同時双方向型遠隔授業を実施し、病気療養中等の生徒がオンラインで直接、教員やクラスメイトと交流し、活動をすることができるよう支援する。
  - 「Google Workspace for Education」では、「Classroom」といったアプリケーションにより、生徒がオンライン上での課題の送受信が容易となるとともに、学校側においても生徒の課題の進捗状況の把握、確認作業を容易に行うことができる。また、「ドキュメント」「スライド」「スプレッドシート」といったアプリケーションにより、どこにいても文書等の作成、編集、協働作業が可能となる。学校ではこのようなアプリケーション等を駆使して、ICTを活用した協働学習を計画したりするなど、対面授業とバーチャルの授業を融合した取組等を実践する。
  - 遠隔授業においては、病気療養中等の生徒が、病室等にいながら教室の雰囲気を感じ、主体的に授業に参加することができるよう、テレプレゼンスロボット「Kubi」も活用する。
  - 高等学校での遠隔授業等の実施計画作成や支援体制づくり、また遠隔授業等の開始までの学校と病院の連絡や端末等の機器接続の申請、準備等については、「医教連携コーディネーター」や県教育委員会担当者がサポートする。
  - 入院生徒に対する学習支援での実践の積み重ねは、平常時の授業又は新型コロナウイルス感染症の影響等による臨時休業時などの際のオンライン授業の足がかりにもなっており、学習支援の方法について、学校を積極的に訪問し、遠隔授業の実施に向けた機器操作等の説明を行う。
  - 遠隔授業を実施するにあたっては、実施主体である高等学校が実施体制の準備を円滑に進め、速やかに遠隔授業を開始することができるよう、タブレット端末等の機器を県教育委員会で購入し、貸出を行う。
  - Wi-Fi等のネットワーク利用について協力が得られている病院では、病院内のネットワークを利用するが、医療機器との関係で利用することができない場合や自宅療養中の生徒で自宅にインターネット環境がない場合には、県教育委員会がモバイルWi-Fiルーターをレンタル契約し、貸し出す。
  - 遠隔教育を実施していく過程で、効果的な実施方法や評価方法について事例や課題等を整理し、検討会議や協力者会議での検証を重ねながら、遠隔教育実施手順、機器の取扱、実施上の留意点等をまとめたマニュアルを整備する。
  - 教育支援を実施していく過程で学校や医療機関等から得た情報を整理し、連絡会議や協力者会議において次のような点についても検証する。
    - ・医教連携コーディネーターを中心とした医療と教育の有効的な連携体制の在り方について
    - ・自宅療養中における学習支援の在り方、留意点について
    - ・県内各地域への学習支援の拡充について
    - ・遠隔教育による教育支援の学習成果の測定方法と単位認定に向けたガイドラインの整備について
  - ICTを活用した遠隔による学習支援をより一層推進することとしているが、前事業において教育支援を行った学校から、ICTを活用した遠隔教育で支援を行いつつ、教員がチームを組んで定期的に入院先病院を訪問することが、生徒に安心感をあたえるという報告があったこと、また、教員が病院を訪問して、遠隔授業の準備・機器操作確認や授業内容のフォローをすることを考慮して、病院への訪問による対面指導の体制も整えることとする。
- ③ 医教連携コーディネーターの育成
- 医教連携コーディネーターは、宮城県立こども病院・宮城県立拓桃支援学校に隣接する、県立高等学校の教諭1名を任命する。
  - 医教連携コーディネーターの役割を再確認するとともに、医教連携コーディネーターを核と

した高等学校と病院、保護者の連携体制を構築する。

- 高校生が入院する病院については、東北大学病院や宮城県立こども病院が多いが、それ以外にも県内各地域の病院に入院するケースも増加している。「医教連携コーディネーター」が教育支援の中核的役割を担い、そのもとで各地域の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが地域の医療機関や入院生徒の在籍高等学校と連携しながら、組織的に教育支援を推進する体制の整備を更に推進する。
  - 医教連携コーディネーター、病気療養中等の生徒の在籍高等学校の特別支援教育コーディネーター及び在籍高等学校所在地域の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが連携の在り方を確認及び検討するための連絡会議を開催する。
  - また、医療機関との連携、教育支援の現状と課題について情報共有するとともに、理解を深めるため、メディカルソーシャルワーカー等の医療関係者にも必要に応じて参加を依頼する。
  - 県内の特別支援教育コーディネーターとの連携だけではなく、他県で病気療養中等の生徒に対する学習支援を実施している自治体等のコーディネーター的役割を担っている担当者とのネットワークづくりも推進する。
- ※Web会議システムを活用した会議形式を想定。

#### ④ 医療機関との連携

- 令和元年度及び令和2年度の「高等学校段階における入院生徒に対する教育保障体制整備事業」での取組から、小児がん拠点病院である東北大学病院とその連携病院である宮城県立こども病院には、高校生への教育支援について十分な理解をいただいております、連携体制を整えることができている。
- 東北大学病院では、入院中の高校生に対する支援のため病院内のネットワーク環境の無償提供や高校生が遠隔教育や訪問指導を受けたり、自学自習に取り組んだりするためのスペースとして「AYAルーム」を整備するなど、教育支援を積極的に推進できるような環境を整備していただいている。
- さらに令和元年度は小児科に入院している高校生を対象に支援を行っていたが、令和2年度からは他の診療科に高校生が入院した場合にも医教連携コーディネーターや県教育委員会担当者に連絡が入り、支援対象が拡充されている。
- 宮城県立こども病院においても、病院内のネットワーク環境の利用許可や学習のためスペース確保など、学習支援環境の整備に取り組んでいただいている。
- 県内の各地域の医療機関に対し、病気療養中等の生徒に対する教育支援について周知活動を行い、事業内容、教育支援の必要性について理解を促し、遠隔授業等の学習支援が実施できる病院の拡充を図る。
- 病気療養中等の生徒への教育支援について、リーフレットを作成し、県教育委員会のHPへの掲載するほか、多くの教育機関、医療機関への配布や掲示を依頼し関係者に広く周知する。

#### ⑤ 教員の理解の促進

- 在籍生徒が入院した高等学校に対しては、教育支援の必要性や学習支援の方法について理解を促すため、医教連携コーディネーターや県教育委員会担当者が当該高等学校を訪問し、説明を行っている。その際、テレプレゼンスロボットやタブレットを持参し、デモンストレーションすることにより、ICTを活用した遠隔教育について教員にイメージを持ってもらうようにする。
- 教育支援の推進に向けては、生徒が入院あるいは自宅療養が必要となった際に素早く対応し、速やかに支援を開始できるように、教員が病気療養中等の生徒に対する教育支援について理解していることが必要である。また、支援の方法のみならず、病気について理解することも何より大切である。
- 教員の理解促進のため、メディカルソーシャルワーカーやチャイルドライフスペシャリスト等の医療関係者や特別支援教育の知見を有する有識者などを講師とした、教員向け研修会を計画する。
- 開催にあたっては、県立高等学校だけではなく、市立や私立または県外の高等学校も含めた教育関係者、県内外の医療機関の関係者に対して案内し、病気療養中等の生徒に対する教育支

援についての理解啓発を図る。

⑥ 福祉との連携

- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業との連携による学習支援の推進など、福祉関係者との連携の可能性について研究を進め、教育と医療、福祉の連携による支援体制の構築の可能性を探る。

3 事業により見込まれる成果及び普及の方法

上記の取組により、医教連携コーディネーターを核とした医療機関と高等学校の連携が進むとともに、同時双方向型遠隔授業を中心にICTを活用した効果的かつ持続可能な学習支援を実施する体制づくりが各高等学校で進められ、すべての病気療養中等の生徒に対して教育機会が確保され、いつでも、どこでも学習支援を実施することが可能になると考える。

また、ICTを活用した遠隔教育を推進することにより、病気療養中等の生徒に対する教育支援はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症や自然災害等による臨時休業等での教育保障、学習支援、さらには通常授業でのICT活用環境の整備も一層推進され、充実されるものと考えられる。

なお、調査研究の成果については、次のように普及を図っていきたい。

① 実施マニュアル等の作成

各高等学校や医療機関が教育支援に取り組むための環境を整えるため、実施マニュアル等を作成し、関係機関に配布する。

- これまでの入院生徒への教育支援についての実践事例を県内高等学校に周知しながら、遠隔授業を中心とした教育支援についての実践事例を収集し、教育機関や医療機関等へ周知する。
- 高校生が入院し学習支援が必要となった際に、速やかに取組を実施できるよう、遠隔教育実施手順、ICT機器の準備及び取扱い、情報セキュリティ上の留意点などをマニュアル化する。
- 教育支援による学習成果についての評価方法、単位認定の考え方について、実践校での取組事例をもとに整理し、ガイドラインの提示に向けた検討を進める。

② コーディネーター連絡会議と医療との連携体制の強化

コーディネーター連絡会議において、医療関係者にも参加いただきながら、情報と認識の共有を図る。医療機関も含め、医教連携コーディネーター、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、各高等学校による組織的な支援体制の構築を進め、県内の各地域で病気療養中等の生徒に対する教育支援を入院から退院まで、そして退院後の自宅療養中においても継続的な実施につなげたい。

また、実践事例については、支援モデルの1つとしてまとめ、県内外の関係機関等に周知していききたい。

4 事業実施計画

時 期	内 容	備 考
(令和3年度) 4月上旬	事業の通知及び入院生徒等に関する実態調査 (県立高等学校への事業通知、質問紙調査)	通知・配布先： 県立高等学校、特別 支援学校
4月中旬	東北大学病院との打ち合わせ (入院生徒に対する学習支援実施方法の確認)	人数：4人
4月下旬	第1回校長会議での事業説明 (本県の取組の周知、事業概要説明)	

5月上旬	公立高校教頭会議での事業説明 (本県の取組の周知、事業概要説明)	
6月下旬	入院生徒在籍校での校内特別支援教育研修会 (入院生徒に対する学習支援についての理解・啓発)	参加者数：42人
11月中旬	地区高等学校教頭会研修会での講演 (医教連携コーディネーターが講師を務め、入院生徒に対する学習支援についての理解・啓発)	参加者数：11人
12月上旬	高等学校校長協会教育課程委員会講演会での講演 (医教連携コーディネーターが講師を務め、入院生徒に対する学習支援についての理解・啓発)	参加者数：65人
1月下旬	東北大学病院との連絡会議 (今年度の支援内容の確認、今後の支援の在り方の検討)	人数：14人
1月下旬	文部科学省 中間成果報告会での報告 (令和3年度の取組状況について報告)	
2月上旬	宮城県立こども病院との連絡会議 (令和3年度の支援内容の確認、今後の支援の在り方の検討)	人数：7人
3月中旬	教育関係者及び医療関係者向けセミナーの開催 (病気療養中等の高校生に対する学習支援の必要性和その意義についての理解・啓発)	参加者数見込み 150人
3月下旬	研究報告(リーフレット等)の印刷・配付	200部(3000枚) 配布先：県内外高等学校、教育委員会、医療機関等
(令和4年度)		
4月上旬	事業の通知及び入院生徒等に関する実態調査 (県立高等学校への事業通知、質問紙調査)	通知・配布先： 県立高等学校、特別支援学校
4月中旬	東北大学病院、宮城県立こども病院との連絡会議 (令和4年度の取組及び支援体制、連絡系統の確認)	東北大学病院 人数：10名 県立子ども病院 人数：5名
4月下旬	第1回校長会議での事業説明 (本県の取組の周知、事業概要説明)	
5月上旬	公立高校教頭会議での事業説明 (本県の取組の周知、事業概要説明)	



6月中旬	有識者による調査研究協力者会議開催 (実態調査結果の報告、事業計画及び教育支援の現状と課題等について整理)	人数：10名
6月下旬	連携コーディネーター連絡会議開催 (教育支援方法、連携体制の確認)	人数：8名
12月上旬	教員向け研修会開催 (会場：仙台市内、講師：大学教授、メディカルソーシャルワーカー等)	参加者数見込み 150人
1月中旬	東北大学病院、宮城県立こども病院との連絡会議 (令和4年度の支援内容の確認、今後の支援の在り方の検討)	東北大学病院 人数：10名 県立子ども病院 人数：5名
2月上旬	有識者による調査研究協力者会議開催 (令和4年度事業成果、について協議)	人数：10人
3月中旬	研究報告の印刷・配布	200部 配布先：県内外高等学校、教育委員会、医療機関等

5 所要経費  
共通様式1に記載。

6 連絡担当者  
所属 宮城県教育庁高校教育課  
役職 主幹  
住所 (〒980-8423) 仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
氏名 佐々木 久晴  
電話番号 022-211-3624  
E-mail アドレス ko-kyou@pref.miyagi.lg.jp

所要経費について

組織名
宮城県教育委員会

(単位：円)

事業の経費項目	金額	積算内訳
人件費		
諸謝金	378,000円	調査研究協力者会議委員謝金 大学教授、病院長等 8人×2時間×2回×@9,000円 =288,000円 教員向け研修会講師謝金 病院長等(仙台) 1人×4時間×1回×@9,000円 =36,000円 大学教授(東京) 1人×4時間×1.5(遠距離)×1回 ×@9,000円 =54,000円
旅費	628,004円	訪問による対面指導教員旅費 県立こども病院(石巻～仙台) 3人×10回×@3,072円 =92,160円 東北大学病院(気仙沼～仙台) 3人×10回×@7,328円 =219,840円 医教連携コーディネーター派遣旅費 大河原 1人×5回×@2,176円 =10,880円 大崎 1人×5回×@2,496円 =12,480円 石巻 1人×5回×@3,072円 =15,360円 栗原 1人×5回×@3,808円 =19,040円 気仙沼 1人×5回×@7,328円 =36,640円 仙台 1人×20回×@2,760円 =5,520円 コーディネーター連絡会議旅費 仙台 4人×4回×@2,760円 =4,416円

		<p>白石 2人×4回×@2,880円 =23,040円</p> <p>気仙沼 2人×4回×@7,328円 =58,624円</p> <p>調査研究協力者会議委員旅費</p> <p>仙台 7人×2回×@276円 =3,864円</p> <p>石巻 1人×2回×@3,072円 =6,144円</p> <p>名取 2人×2回×@880円 =3,520円</p> <p>文部科学省連絡協議会 4人×1回×@23,240円 =92,960円</p> <p>教員向け研修会講師旅費</p> <p>仙台 1人×1回×@276円 =276円</p> <p>東京 1人×1回×@23,240円 =23,240円</p>
借 損 料	1,009,200円	<p>遠隔教育推進費</p> <p>モバイルWi-Fiレンタル料 15人×6月×@10,230円/月 =920,700円</p> <p>教員向け研修会会場借料</p> <p>トークネットホール仙台施設使用料 小ホール 1回×@29,600円/1日 =29,600円</p> <p>特別会議室 1回×@17,100円/1日 =17,100円</p> <p>第6楽屋 1回×@3,800円/1日 =3,800円</p> <p>付帯設備使用料 1回×@38,000円/1日 =38,000円</p>
印 刷 製 本 費	82,980円	<p>リーフレット印刷費</p> <p>A4判2つ折り 3,000部×@27.66円 =82,980円</p>

消 耗 品 費	163,390円	遠隔教育推進費 学習支援貸出用タブレット端末 2台×@41,800円 =83,600円 タブレット端末管理コンソールライセンス 2式×@5,720円 =11,440円 PCバッグ 2個×@2,105円 =4,210円 タブレット端末用マウス 7個×@970円 =6,790円 モバイルプリンタ 1台×@30,000円 =30,000円 プリンタインクカートリッジ黒 3個×@3,260円 =9,780円 プリンタインクカートリッジカラー 3個×@3,260円 =9,780円  事務局費 コピー用紙代 4箱×@1,685円 =6,740円 フラットファイル代 10冊×@105円 =1,050円
図 書 購 入 費		
会 議 費	3,630円	教員向け研修会 講師お茶代 2人×1回×@165円=330円 調査研究協力者会議 お茶代 10人×2回×@165円 =3,300円
通 信 運 搬 費	70,000円	リーフレット等郵送料 200通×1回×@350円 =70,000円
雑 役 務 費	60,000円	医教連携コーディネーターPCR検査費用 30,000円×2回
再 委 託 費		
計	2,395,204円	

1 積算にあたっては、事業の内容との関係を十分に考慮すること。

2 「積算内訳」については積算根拠を明確に記載すること。

# 講師謝金等支給基準表

宮城県教育委員会

平成24年8月1日改正

区 分		1時間当たりの支払基準額
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教授</li> <li>・民間会社の取締役以上の役員</li> <li>・民間又は民間団体(NPOを含む)の著名人(中央及び複数の都道府県にまたがって活躍)</li> <li>・弁護士, 公認会計士(資格取得後の経験年数が概ね10年以上)</li> </ul>	9,000円
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学准教授</li> <li>・民間会社の本社部長及び営業所長クラスの社員</li> <li>・民間又は民間団体(NPOを含む)の有識者(主に県内で活躍)</li> <li>・弁護士, 公認会計士(資格取得後の経験年数が概ね10年未満)</li> </ul>	8,000円
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学講師</li> <li>・民間会社の本社部長及び営業所長クラス未満の社員</li> <li>・民間又は民間団体(NPOを含む)の構成員(A・B以外)</li> </ul>	7,000円
民間人を活用した事務補助・業務補助謝礼		教育委員会に属する臨時職員賃金の時間単価による
<p>注 ①本表は平成25年4月1日から適用する。</p> <p>②講義時間が1時間に満たない時は1時間に切り上げ, 1時間を越える時は端数を30分単位で切り上げ(30分以内の端数は30分, 30分を超える端数は1時間)とする。</p> <p>③30分単位の支給額は, 1時間当たりの額の2分の1とする。</p> <p>④内部講師(宮城県職員)については職務の一環であり(旅費のみ支給し)講師謝金は支給しない。</p> <p>⑤宮城県職員以外の官公庁職員(外郭団体を含む)については, 職務の一環として対応されるよう依頼の際に要請し, 原則として(旅費のみ支給し)講師謝金は支給しない。</p> <p>⑥遠隔地から講師を招へいする場合は, その片道距離(起点は旅費規程による)に応じて, 「1時間当たりの支払基準額」を次のとおり割増しを行なう。  150kmを越え300km未満(盛岡・八戸・宇都宮・会津若松など)・・・2割増し  300km以上(東京・大宮・青森・秋田など) ……………5割増し</p> <p>⑦平成24年度に講義を依頼した講師に継続して同一講義を依頼する場合, 旧講師謝金等支給上限表(平成11年4月1日適用(別表を除く))を平成25年度から2年を限度に適用することができる。</p>		

## 4. 県内主要地一般旅費早見表

(注) 旅行日数1日として作成しています。

出発地・帰着地： 県庁(仙台市青葉区本町三丁目8-1)

目的地	一般交通機関	自家用車	目的地	一般交通機関	自家用車
大河原町役場	1,520	2,176	栗原市役所	3,434	3,808
白石市役所	2,040	2,880	〃 瀬峰総合支所	2,400	3,456
七ヶ宿町役場	4,249	4,032	〃 高清水総合支所	2,917	3,232
蔵王町役場	2,507	2,176	〃 一迫総合支所	3,998	3,904
川崎町役場	2,958	1,728	〃 花山総合支所	5,173	4,320
村田町役場	2,319	1,728	〃 若柳総合支所	3,382	4,448
柴田町役場	1,340	1,952	〃 志波姫総合支所	3,653	4,064
角田市役所	1,960	2,400	〃 金成総合支所	3,946	4,416
丸森町役場	2,415	2,912	〃 栗駒総合支所	4,698	4,640
名取市役所	880	768	〃 鶯沢総合支所	4,980	4,544
岩沼市役所	980	1,248	登米市役所	3,622	4,096
亘理町役場	1,528	1,760	〃 中田総合支所	4,092	4,352
山元町役場	1,680	2,336	〃 東和総合支所	4,844	4,832
多賀城市役所	900	832	〃 南方総合支所	3,199	3,904
塩釜市役所	1,080	992	〃 米山総合支所	3,456	3,584
七ヶ浜町役場	1,323	1,184	〃 登米総合支所	3,664	4,192
利府町役場	900	800	〃 豊里総合支所	2,760	3,680
松島町役場	1,260	1,504	〃 石越総合支所	3,335	4,608
大郷町役場	2,192	1,600	〃 津山総合支所	3,100	4,064
富谷市役所	1,560	1,024	石巻市役所	2,140	3,072
大和町役場	1,936	1,312	〃 河南総合支所	2,400	2,976
大衡村役場	2,265	1,536	〃 桃生総合支所	3,199	3,520
大崎市役所	2,400	2,496	〃 河北総合支所	2,917	3,552
〃 松山総合支所	1,780	2,528	〃 北上総合支所	3,763	4,128
〃 鹿島台総合支所	1,600	2,272	〃 雄勝総合支所(仮)	4,844	4,864
〃 田尻総合支所	2,422	2,976	〃 牡鹿総合支所	5,032	5,248
〃 三本木総合支所	3,058	2,080	東松島市役所	1,780	2,560
〃 岩出山総合支所	3,100	2,976	〃 鳴瀬総合支所	1,600	2,240
〃 鳴子総合支所	3,800	4,160	女川町役場	2,760	4,096
美里町役場	1,960	2,720	気仙沼市役所	6,580	7,328
〃 南郷総合支所	2,117	2,528	〃 唐桑総合支所	7,726	7,936
涌谷町役場	2,140	2,784	〃 本吉総合支所	4,260	6,176
色麻町役場	3,277	2,176	南三陸町役場	3,560	5,344
加美町役場	3,089	2,368	〃 歌津総合支所	3,920	5,888
〃 小野田支所	3,747	2,624			
〃 宮崎支所	4,076	2,944			

\*)出発地・帰着地及び目的地がこれらによらない場合は、別途システムを活用して算出のこと。

\*)令和元年10月1日の消費税引き上げ後の運賃等による旅費額を反映しました。

## 5. 県外主要地一般旅費早見表

- (注) 1 この表の旅費額は、目的地と同一のJR駅までの旅費額を算出しています。(さいたま, 福岡, 那覇を除く。)  
また、JR特急料金は通常期の料金で算出しています。(はやぶさ利用とした場合の料金)
- 2 この表の旅費額は一般職員の一般交通機関利用によるものです。特別職の職員の旅費額は「(参考)」の宿泊料差額を加算してください。
- 3 備考欄に記載している宿泊数と異なる場合には、宿泊1日につき「(参考)」の宿泊料を加算してください。
- 4 旅行雑費は含んでいません。
- 5 航空機を利用できる旅行は、「職員の旅費に関する条例運用方針」第7条関係の基準を満たすものに限られます。
- 6 航空運賃は、2018年9月版JR時刻表に記載されている、通常期の運賃で算出しています。
- 7 令和元年10月1日の消費税引き上げ後の運賃等による旅費額を反映しました。

出発地・帰着地： 県 庁(仙台市青葉区本町3丁目8-1)

目的地	旅費額	備考
札幌市	57,660	一泊 仙台～新函館北斗間はやぶさ利用
	76,020	一泊, 航空機利用 仙台～新千歳 30,100円(通常期片道)
青森市	35,060	一泊 仙台～新青森間はやぶさ利用
盛岡市	14,000	仙台～盛岡間はやぶさ利用
秋田市	21,540	仙台～秋田間こまち利用
山形市	2,400	
福島市	6,840	新幹線特命あり 仙台～福島間やまびこ利用
東京都	23,240	東京駅 仙台～東京間はやぶさ利用
水戸市	31,780	一泊 仙台～小山間やまびこ利用
宇都宮市	17,560	仙台～宇都宮間やまびこ利用
前橋市	24,580	仙台～大宮間はやぶさ利用
さいたま市	22,160	大宮駅 仙台～大宮間はやぶさ利用
千葉市	24,340	仙台～東京間はやぶさ利用
横浜市	24,340	仙台～東京間はやぶさ利用
甲府市	41,080	一泊 仙台～大宮間はやぶさ利用
新潟市	51,760	一泊 仙台～大宮間はやぶさ利用, 大宮～新潟間とき利用
富山市	55,500	一泊 仙台～大宮間はやぶさ利用, 大宮～富山間かがやき利用
	76,980	一泊, 航空機利用(小松空港経由) 仙台～小松 29,700円(通常期片道)
金沢市	57,240	一泊 仙台～大宮間はやぶさ利用, 大宮～金沢間かがやき利用
	74,500	一泊, 航空機利用(小松空港経由) 仙台～小松 29,700円(通常期片道)
福井市	58,560	一泊, 仙台～大宮間はやぶさ利用, 大宮～金沢間かがやき利用
	75,200	一泊, 航空機利用(小松空港経由) 仙台～小松 29,700円(通常期片道)
名古屋市	54,760	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～名古屋間のぞみ利用
	76,600	一泊, 航空機利用 仙台～名古屋(中部) 30,000円(通常期片道)
静岡市	46,220	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～静岡間ひかり利用
長野市	45,580	一泊 仙台～大宮間はやぶさ利用, 大宮～長野間かがやき利用
岐阜市	54,120	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～名古屋間のぞみ利用
	76,260	一泊, 航空機利用(中部国際空港経由) 仙台～名古屋 30,000円(通常期片道)
津市	55,500	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～名古屋間のぞみ利用
	77,340	一泊, 航空機利用(中部国際空港経由) 仙台～名古屋 30,000円(通常期片道)
大阪市	59,620	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～新大阪間のぞみ利用
	81,880	一泊, 航空機利用 仙台～大阪 33,100円(通常期片道)
京都市	58,960	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～京都間のぞみ利用
	83,020	一泊, 航空機利用(大阪空港経由) 仙台～大阪 33,100円(通常期片道)
大津市	58,040	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～京都間のぞみ利用
	82,560	一泊, 航空機利用(大阪空港経由) 仙台～大阪 33,100円(通常期片道)
神戸市	60,280	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～新大阪間のぞみ利用
	82,440	一泊, 航空機利用(大阪空港経由) 仙台～大阪 33,100円(通常期片道)
奈良市	58,320	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～京都間のぞみ利用
	82,200	一泊, 航空機利用(大阪空港経由) 仙台～大阪 33,100円(通常期片道)
和歌山市	59,640	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～新大阪間のぞみ利用
	83,120	一泊, 航空機利用(大阪空港経由) 仙台～大阪 33,100円(通常期片道)
広島市	68,840	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～広島間のぞみ利用
	97,560	一泊, 航空機利用 仙台～広島 40,200円(通常期片道)

目的地	旅費額	備考
岡山市	63,760	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～岡山間のぞみ利用
	93,740	一泊, 航空機利用(大阪空港経由) 仙台～大阪 33,100円(通常期片道) 新大阪～岡山間のぞみ利用
山口市	71,720	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～新山口間のぞみ利用
	108,080	一泊, 航空機利用(広島空港経由) 仙台～広島 40,200円(通常期片道) 広島～新山口間のぞみ利用
鳥取市	67,660	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～姫路間のぞみ利用
	91,580	一泊, 航空機利用(羽田空港～鳥取空港) 羽田～鳥取 27,500円(通常期片道) 仙台～東京間はやぶさ利用
松江市	69,120	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～岡山間のぞみ利用
	125,340	一泊, 航空機利用(大阪空港乗換～出雲空港) 仙台～大阪 33,100円 大阪～出雲 21,500円
高松市	64,840	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～岡山間のぞみ利用
	97,020	一泊, 航空機利用(大阪空港経由) 仙台～大阪 33,100円(通常期片道) 新大阪～岡山間のぞみ利用
徳島市	68,640	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～岡山間のぞみ利用
	101,920	一泊, 航空機利用(大阪空港経由) 仙台～大阪 33,100円(通常期片道) 新大阪～岡山間のぞみ利用
松山市	70,520	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～岡山間のぞみ利用
	117,060	一泊, 航空機利用(大阪空港乗換～松山空港) 仙台～大阪 33,100円 大阪～松山 18,200円
高知市	69,640	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～岡山間のぞみ利用
	117,400	一泊, 航空機利用(大阪空港乗換～高知空港) 仙台～大阪 33,100円 大阪～高知 18,100円
福岡市	76,520	一泊, 博多駅 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～博多間のぞみ利用
	107,740	一泊, 航空機利用 仙台～福岡 46,200円(通常期片道)
佐賀市	76,990	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～新大阪のぞみ利用, 新大阪～新鳥栖間さくら利用
	108,700	一泊, 航空機利用(福岡空港経由) 仙台～福岡 46,200円
長崎市	82,180	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～博多のぞみ利用
	136,920	一泊, 航空機利用(大阪空港乗換～長崎空港) 仙台～大阪 33,100円 大阪～長崎 27,600円
熊本市	83,700	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～博多のぞみ利用, 博多～熊本間さくら利用
	116,900	一泊, 航空機利用(福岡空港経由) 仙台～福岡 46,200円(通常期片道)
大分市	79,880	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～小倉間のぞみ利用
	124,280	一泊, 航空機利用(大阪空港乗換～大分空港) 仙台～大阪 33,100円 大阪～大分 20,500円
宮崎市	84,920	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～小倉間のぞみ利用
	131,640	一泊, 航空機利用(大阪空港乗換～宮崎空港) 仙台～大阪 33,100円 大阪～宮崎 25,600円
鹿児島市	90,900	一泊 仙台～東京間はやぶさ利用, 東京～新大阪のぞみ利用, 新大阪～鹿児島中央間みずほ利用
	128,060	一泊, 航空機利用(福岡空港経由) 仙台～福岡 46,200円(通常期片道)
那覇市	120,460	一泊, 航空機利用 仙台～那覇 53,200円(通常期片道)

( 参考 )

区 分	旅行雑費 (1日につき) <small>(有料道路・駐車場料金等含まず)</small>	宿 泊 料	
		甲地方	乙地方
知事	1,850	16,500	14,900
その他の特別職	1,650	14,800	13,300
一般職員	1,300	13,100	11,800

○ 甲地方

埼玉県:さいたま市

東京都:特別区

愛知県:名古屋市

大阪府:大阪市, 堺市

広島県:広島市

千葉県:千葉市

神奈川県:横浜市, 川崎市, 相模原市

京都府:京都市

兵庫県:神戸市

福岡県:福岡市

○ 乙地方

甲地方以外の地方

\*)出発地・帰着地及び目的地がこれらによらない場合は, 別途システムを活用して算出のこと。